

令和5年8月1日

組合員 各位

たきかわ農業協同組合  
(本店金融店舗)  
(滝の川支店金融店舗)  
(江部乙支店金融店舗)  
(赤平支店金融店舗)  
(芦別支店金融店舗)

## 北海道電力(株)の電気料金にかかる各種取扱いの変更について

当組合業務運営につきましては、日頃より格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度北海道電力(株)より、電気料金の引落にあたり令和6年2月以降、請求の通知方法等の各種取扱いが変更となる旨の連絡を受けました。

つきましては、北海道電力(株)より当内容に係る周知協力要請を受けたことから下記のとおりご案内します。

なお、当各種取扱いの変更にかかりまして、北海道電力(株)より令和5年10月に改めて直接ダイレクトメールで概要をお知らせする予定です。

### 記

#### 1. ご連絡事項

令和6年2月以降からは、クミカンから引落しする電気料金がすべて「経営費」扱いとなるため、組合員の皆さまが、経営費に含まれている家計費分の電気料金を確認し、経営費から控除する必要があります。(追徴課税のリスクがある)

口座番号変更を希望する場合には、当JA各支店金融店舗にご相談願います。

以上